

「ライターの対象範囲（案）」に対する意見

氏名	社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 消費者提言特別委員会 担当 浅見豊美 熊谷由美子
住所	〒152-0031 東京都目黒区中根 2-13-18 第百生命都立大学駅前ビル
電話番号	(03) 3718-4678
FAX 番号	(03) 3718-4015
電子メール アドレス	<a href="mailto:advisor-consultant@nacs.or.jp">advisor-consultant@nacs.or.jp</a>

【意見】

昨今、幼児のライターを使用した火遊びにより建物の火災ばかりでなく、幼い命が犠牲になった悲惨な事故をニュースで見聞きするにつけ、事故を何とか防げないものかと多くの国民は胸を痛めている事と思います。そこで、今回海外の先進的な規制を踏まえ、ライターを消費生活用製品安全法の特定製品及び特別特定製品に指定し、必要な技術基準を要求することにより、関連事故を未然に防止するという提案に大きな賛意を表します。

さらに事故を防ぐことなどに関して 2~3 意見を述べさせていただきます。

【該当箇所】

4. 規制の目的、内容及び必要性等

(3) 規制の必要性 (4) 法令の名称・関連条項とその内容

【意見内容】

火遊びによる建物火災件数と失火原因の推移をみますと、火遊びによる建物火災件数は減ってきていますが、失火原因がライターにあるものの割合が増えてきており、そして何よりも幼児の火遊びにより死亡した住宅火災の発火源では、ライターが 90% (1996 年~2007 年) 近い大きな原因となっています。しかも、欧米ではライターへチャイルドレジスタンス機能の安全規制をしていますが、我が国ではその基準を守る法的規制がまだありません。そこで、消費生活用製品安全法施行令を改正してライターを特定製品及び特別特定製品に追加、事業者の設ける自主規制ではなく、法的規制により安全性を確保することに賛成です。

「ライターの対象範囲（案）」に対する意見

氏名	社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 消費者提言特別委員会 担当 浅見豊美 熊谷由美子
住所	〒152-0031 東京都目黒区中根 2-13-18 第百生命都立大学駅前ビル
電話番号	(03) 3718-4678
FAX 番号	(03) 3718-4015
電子メール アドレス	<a href="mailto:advisor-consultant@nacs.or.jp">advisor-consultant@nacs.or.jp</a>

【該当箇所】

5. 想定される代替案

(2) 代替案

【意見内容】

事業者側では、自主的な取組みを拡大し、子供に対する安全対策についても業界統一基準を作成し、消費者への注意喚起の更なる強化を図るとしております。しかし業界団体会員は全体の約 50%という現状ではとても規制の徹底が図られるとは考えられません。従ってこの案には賛成できません。

「ライターの対象範囲（案）」に対する意見

氏名	社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会 消費者提言特別委員会 担当 浅見豊美 熊谷由美子
住所	〒152-0031 東京都目黒区中根 2-13-18 第百生命都立大学駅前ビル
電話番号	(03) 3718-4678
FAX 番号	(03) 3718-4015
電子メール アドレス	<a href="mailto:advisor-consultant@nacs.or.jp">advisor-consultant@nacs.or.jp</a>

【該当箇所】

10. レビューを行う時期又は条件

【意見内容】

制度開始以降に出荷されたライターが流通して5年が経過した時期にレビューを行うとなっています。レビューは賛成ですが、5年経過では長すぎます。

この規制によってライターによる幼児の火遊びによる事故がどの位減少したかを検証し、不十分な点は更なる見直しをするのは3年が適当と考えます。

レビューの条件も今回の事前評価と同様な評価でされることと思いますが、失われた生命は費用対効果で測るのは難しいことを考慮に入れていただきたいと考えます。

その他の意見

① 消費者教育と注意喚起を

業界でも消費者側がより安全にライターを使用するよう注意喚起の広報活動を実施する、と言っていますが、ライターは大人が使用するもの。子どもの手の届くところに置かない、管理には充分気をつけるなど、使用者がそのことを肝に銘じるよう、事業者にだけ任せるのではなく行政も積極的な取組みを望みます。

注意喚起とともに安全に対する消費者教育も重要と考えます。

② ライトターの安全な回収制度を

この制度の発足に当たって、ライターが大量に廃棄されることが予測されます。ライターの廃棄処分は自治体で異なりますが、ガスを抜くことなどを含めて、十分に周知徹底してください。事業者団体も安全な回収方法を考えるよう希望します。